



市民と市長のタウンミーティングに
おける市民要望・意見について

高橋 弘行（市井 悠々）

●自治会交付金の減額、自治会長手当の廃止

問 市民より、令和4年度自治会交付金が大幅な減額となった。また、前年度までであった自治会長手当が明記されず、自治会長自ら手当を自治会に欲しいと言えない。この、質疑があったが、市は来年度検討すると答弁している。その考えは。

答 現在、役員手当に関する指針の作成を進めており、今後自治会連合会と検討していく。

問 交付金等の見直しの前に各自治会長の意見を聞いたのか。

答 連合会、地区連合会等の会議で協議を重ね、各自治会長に通知をした。

問 連合会の役員が了解したから、各自治会も了解したと考えたのか。

答 各自治会の代表である連合会長に方向性、方針等を理解してもらう必要

要があると考えた。

問 事前に各自治会長の意見を聞いていけば、この質疑はないと思うが。

答 これまでも自治会と一緒に考えてきているものと認識しており、無視しているものではない。

●生活道路、側溝整備等の要望方法の変更

問 要望方法が変更され、自治会長の負担が増えた。変更した真意は何か。

答 自治会長等からの提出に一本化し、評価区分を明確にして結果を通知することで透明性の向上等を図った。

問 各自治会長に意見を聞いて要望書作成・提出の手引を作成したのか。

答 4月に制度見直しのチラシ、5月に事業評価制度の内容、6月に要望書作成・提出の手引を配布した。

【その他の主な質問】

○空き家活用について



道路整備の要望は市が
直接受けるべき

斉藤 博美（日本共産党）

7月から市民の道路、側溝整備要望の窓口が市の担当から自治会長となり、地区連合会長の承諾を得るとされた。要望は市民にとって申請しやすい方法でなければならぬ。自治会は市の下部組織ではなく、市の業務を代行する組織でもない。

問 一般市民である自治会長は要望書に写真や地図を添付し、周辺住民の同意、土地譲渡承諾、物件移転の承諾まで担う。大きな負担ではないのか。

答 過去に工事に入らうという所で土地の買収がうまくいかない、地域住民の協力が得られず、事業が頓挫したことから、自治会長に事前に地域住民の同意書を取りまとめてもらいたい。

問 市職員で土地買収が困難なのに、一般市民ができるのか疑問だ。明らかに市の業務と考える。

答 自治会長や連合会長には責任や権限があるのか。

答 自治会長には、地区の代表として自治会の要望に基づき要望書の提出、連合会長には地区内の要望を確認してもらう。どちらも権限はない。

問 自治会長は要望する市民との間で責任が生じてくるのではないか。自治会加入の自由がある中で、自治会未加入者は、どのように申請するのか。

答 未加入者も該当の自治会長へ要望してもらう。

問 なぜ自治会長が未加入者を受けるのか。どうやって未加入者が自治会長の住所を知るか疑問だ。市は要望を受ける義務があり、要望は市民の権利である。もし市民が市に直接持参した場合もどうなるか。

答 一旦は市で預かるが該当する自治会長にその書類を戻すことになる。



市道の道路管理について

木村 博（公明党）

道路法第24条の承認工事と同法第32条の占用許可の違いは何か。

答 承認工事は完了検査に合格したら道路管理者が道路管理を行うが、占用許可は工事完了後も占用期間中は占用者が管理責任を負うことになる。

問 承認工事完了後の完了検査はどのような基準で行っているのか。

答 県の土木工事実務要覧に基づき行っている。

問 市の水道事業と下水道事業は、占用許可を受けずに工事を行っているようにだが、なぜか。

答 近隣の事務処理状況を踏まえたものと推測される。

問 占用物件の完了検査を行っていないのはなぜか。

答 占用者には、道路の復旧を含めた占用物件の維持管理義務があるため、占用物件の完了検査は行っていない。

問 道路管理者の完了検査は必要なのか。

答 道路管理者としての認識が足りなかったものである。

●3歳児健診の視力検査

問 視力検査に斜視・遠視などの弱視発見のための屈折検査機器導入の考えはあるか。

答 弱視発見のための本市への屈折検査機器の導入については、片眼性の弱視等の検出に有用であるとされていることから、市医師会と協議の上、検討していく。

●防犯カメラの設置

問 現在、市の管理施設と市内5つの駅周辺に防犯カメラを設置しているが、新たな防犯カメラの設置に係る今後の展望は。